

公益社団法人 大阪自然環境保全協会との協議等議事録（要旨）

環境局環境管理部環境管理課

1 日 時 令和 7 年 2 月 4 日（火） 午後 2 時 00 分～午後 2 時 50 分

2 場 所 大阪市環境局 A T C 庁舎会議室

3 団 体 名 公益社団法人 大阪自然環境保全協会

4 協議等の趣旨 夢洲の生きものの保全・創出に関する要望

5 出 席 者

（団体側）

2 名

（本 市）

環境局 4 名

6 議 事

（1）「夢洲の生きものの保全・創出に関する要望書」について（全体要望項目）

団体要望概要

- ・大阪市は、市長意見による保全・創出すべき多様な環境をどの様に認識しているのか。具体的に保全・創出すべき環境とは何だと考えているか。

本市説明概要

- ・大阪市環境影響評価条例に基づき、博覧会協会が大阪・関西万博の事業の実施期間中において、市長意見にある「湿地や草地、砂れき等の多様な環境を保全や創出」に取り組むものである。現況調査で確認された環境をベースに、事業の実施により残せる環境は保全していただき、新たに創れる環境があれば創っていただく。

団体要望概要

- ・博覧会協会による「配慮すべき多様な鳥類への具体的な対策等」が効果のあるものと認識しているのか。

本市説明概要

- ・博覧会協会が令和 6 年 12 月に提出した事後調査報告書によると、万博会場周辺で 31 種の重要な種が確認され、そのうち 24 種は以前の調査と一致し、新たに 2 種の重要な種が確認されている。

団体要望概要

- ・これまでの事後調査は、「つながりの海」エリアの改変途中に実施されたものである。湿地における対策内容は不十分なものであるため、「つながりの海」に海水が張られて以降の事後調査では、著しい環境影響が出るはずである。

大阪市の生物多様性地域戦略では、生物多様性ホットスポットは、保全する事が具体的施策になってるが、万博後には、市長意見が求めた「保全・創出された環境」が残らないのは、大阪市の中で政策の整合性が取れていないのではないか。生物多様性に関わる部門が、万博アセスの中で問題にする様な機会はなかったのか。

本市説明概要

- ・環境影響評価専門委員会の部会を開催する際には、関係部署が連絡会委員として参加しているが、万博後のことについては万博アセスの対象外でもあるため、そのような意見が出なかった。

万博後の開発にあたっては、大阪市の生物多様性地域戦略を考慮し環境に配慮した事業を考えてくださいということになる。

団体要望概要

- ・万博後に残るものが、「市長意見」を反映したものに成っていると判断しているのか。

本市説明概要

- ・大阪市環境影響評価条例の対象行為は、施設の存在や利用、工事であり、万博後の土地整備は対象外のため、市長意見の対応は求められない。

団体要望概要

- ・これが条例の運用も含めて制度の不備であるとする。夢洲まちづくり構想での開発を進める事が大前提で、万博アセスは形だけ行って、万博が終われば開発を進めると言う姿勢であると言わざるを得ない。（意見のみ）

(2) 「万博に対する市長意見の対応を求める要望」について（項目番号1）

団体要望概要

- ・事後調査の報告書の提出等の機会において、必要に応じて行う指導の具体的内容とは何か。

本市説明概要

- ・事後調査報告書について、予測値を超える影響はないか、必要な保全措置や市長意見に対応しているかを確認するが、博覧会協会の事後調査報告書において、環境影響が著しいと認めたことはないため、特に指導等は行っていない。

団体要望概要

- ・「つながりの海」に海水が張られて以降の事後調査では、環境影響が出た段階での事後調査報告書の提出となり、それでは、すでに博覧会が終了している時期になることから、指導等を行う機会はないと考える。（意見のみ）
- ・市長意見は、万博の建設・開催中・解体の期間までであり、事後調査結果での指

導等に実効性がないということであれば、夢洲まちづくり構想の中での反映について関係部門に引き継ぐ事がアセス部門の責任ではないかというのが、私たちの考えである。(意見のみ)

(3)「万博終了後の夢洲の生きものの保全・創出の発展的継続」について(項目番号2及び令和6年3月25日の要望項目)

団体要望概要

- ・万博後の夢洲の状況が「市長意見」が求めたものを実現していると考えなのか

本市説明概要

- ・大阪市環境影響評価条例に基づく市長意見は、大阪・関西万博の建設、利用、解体工事に対するものであり、万博後の夢洲の状況には及ばない。

団体要望概要

- ・「夢洲まちづくり構想」の実現の中で、「市長意見」の実現を継続して欲しい。
大阪港湾局が「つながりの海」エリアで、万博の工事前に行った地盤改良工事は、市長意見で述べられた環境の保全及び創出を不可能なものにするため、不当であるとして中止を求めた住民監査請求(令和4年4月)を行った。結果は棄却され、その棄却理由は「博覧会協会が保全・創出を行う事が不可能でないため不当でない」という事であったが、結局は、この「つながりの海」での環境の保全・創出が不可能であったので、会場外の場所(夢洲1区)での環境配慮になったものである。この不十分な保全・創出となった点を十分に踏まえた対応をして欲しい。

本市説明概要

- ・「夢洲まちづくり構想」の関係部署に団体から要望があった旨を伝える。

(4)「オープン協議会の場の設置」について(項目番号3)

団体要望概要

- ・昨今の生物多様性への取組みとしては、自然共生サイトなどは、大阪市としても目指すべき方向性と考え。夢洲まちづくり構想との整合を図りつつ、生物多様性の保全・創出への適切な配慮について検討して行く協議会を設けてほしい。

本市説明概要

- ・生物多様性の関係部署に団体から要望があった旨を伝える。

(5) その他

団体要望概要

- ・万博等の一過性の事業について、大阪市の環境影響評価制度は有効な手段となっていない。(意見のみ)
- ・万博終了後、原状復旧して大阪市に返すということは、今までの対策が何をやっているのかとなり、インフルエンサーが世間に発信したら問題になる。(意見のみ)
- ・住民監査請求は夢洲2区の部分であり、つながりの海で保全も創出もできていな

い。(意見のみ)

- ・ 結局のところ、市長意見で述べられた多様な環境の保全・創出について中途半端な対策しかできなくて、レガシーみたいなものがひとつも残すことができなかったということだと思う。(意見のみ)